

新型コロナウイルス関連



EXTEND

「中小企業金融円滑化法」の実質的復活

令和 2 年 3 月に麻生 太郎財務・金融相は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた事業者の資金繰り支援について、預金取扱金融機関に対して要請を出しました。

「金融機関においては、従来、事業性評価や伴走型支援といった事業者の実態把握と必要な支援に取り組んでいると承知しているが、今般の問題に対する対応はまさにこれまでの取組の真価が問われる局面である」と言われ、事業性評価という言葉が使われました。

【事業性評価】

平成 26 事務年度 金融モニタリング基本方針（監督・検査基本方針）に、「金融機関は、財務データや担保・保証に必要以上に依存することなく、借り手企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価し（事業性評価）、融資や助言を行い、企業や産業の成長を支援していくことが求められる」と記載しています。

そして具体的な要請として、以下の 4 項目が挙げられました。

1. 事業者の業況や当面の資金繰り等について、事業者訪問や緊急相談窓口の設置などをして、きめ細かく実態を把握すること
2. 既往債務について、事業者の状況を丁寧にフォローアップしつつ、元本・金利を含めた返済猶予等の条件変更について、迅速かつ柔軟に対応すること
3. 新規融資について、各金融機関の緊急融資制度の積極的な実施（担保・保証徴求の弾力化含む）に加え、政策金融機関や信用保証協会によるセーフティーネット貸付や、セーフティーネット保証等の活用も含め、事業者のニーズに迅速かつ適切に対応すること
4. 事業者に対する支援を迅速かつ適切に実施できる態勢を構築すること

特に 2 については、リーマン・ショック後の平成 21 年に成立した「中小企業金融円滑化法」を実質的に復活させるものです。

合わせて、平成 31 年 3 月より休止していました「貸付条件の変更等の状況」の報告等を再開させ、金融機関による条件変更を促しました。



(株)エクステンド 事業性評価推進室長
野上 智之氏

広島県出身、公立大学法人北九州市立大学商学部経営学科卒業。

大手システム会社を経て、教育研修会社での新規部門立上げや西日本責任者としての実践により、収支損益の黒字化と人材育成がなければ、企業は元気にならないという強い信念のもと中小企業に特化した経営コンサルタントに転身。

現在も 10 社を担当し、各地でセミナーや研修を行っている。